

府中市週休 2 日適用工事等実施試行要領

1 趣旨

この要領は、府中市が発注する土木工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休 2 日適用工事」等を試行的に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休 2 日適用工事

ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月単位で 4 週 8 休（現場閉所日数の割合が 8 日 / 28 日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4 週間（28 日）ごとに分けた期間をいう。なお、4 週を満たない期間（工事完了日の関係で 28 日確保できない等）は、通期で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

エ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間

（イ）工場製作のみが行われている期間

（ウ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休 2 日交替制適用工事

ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）工場製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

カ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象

次に該当する土木工事を対象とする。

（1）週休2日適用工事

現場閉所が可能な工事のうち、府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）に規定する建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）で審議を経た土木工事を対象とする。

（2）週休2日交替制適用工事

現場閉所が困難な工事のうち、審査会で審議を経た建設工事を対象とする。
なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

- ア 緊急性が高い工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事
- イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事

（3）上記いずれも対象期間が2週間未満となる工事は除く。

4 発注方式

（1）週休2日適用工事

- ア 発注者指定型 設計金額2,000万円以上の工事は、原則、発注者指定型で実施するものとする。
- イ 受注者希望型 設計金額2,000万円未満の工事は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

（2）週休2日交替制適用工事

原則、受注者希望型で実施するものとする。

なお、いずれの発注方式も、原則、月単位の取組で実施するものとする。また、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

5 実施方法

（1）週休2日適用工事

- ア 受注者は、受注者希望型において週休2日適用工事を実施する場合は、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

- イ 受注者は、工事着手までに休日取得計画表（別記様式第1号。以下「計画表」という。）を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更す

ることができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

カ 受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休2日交替制を行った場合、設計変更することができる。

（2）週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、週休2日交替制適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに計画表を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

（1）週休2日適用工事

表1に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価における補正係数については、別紙表2及び表3によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表4によるものとする。

発注者指定型で発注の際は、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

受注者希望型で発注の際は、当初補正係数を計上せず発注する。週休2日を希望し、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を達成した場合は、補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。

(2) 週休2日交替制

補正係数を計上せず発注する。週休2日を希望し、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を達成した場合は、表1に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価における補正係数については、別紙表2及び表3によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表4によるものとする。

表1 土木工事積算基準適用工事 ※の場合の各経費の補正係数

週休2日	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	1.01	1.02
通期(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	—	—	—	—
週休2日交代制	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	—	1.02
通期(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	—	—	—	—

※諸経費体系が「公共(一般)」の工事

7 工事成績評定

工事成績評定の「工程管理」で評価するものとする。なお、週休2日工事を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。ただし、取り組む姿勢が

見られない場合は、必要に応じ、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずる場合がある。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

表2 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		—	1.02	—	1.02
ガス圧接工		—	1.01	—	1.01
インターロッキングブロック工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	—	1.02	—	1.02
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		—	1.01	—	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		—	1.01	—	1.01
道路標識設置工	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去・移設	—	1.01	—	1.01
道路附属物設置工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.02	—	1.02
法面工		—	1.01	—	1.01
吹付砕工		—	1.01	—	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		—	1.01	—	1.01
道路植栽工		—	1.02	—	1.02
公園植栽工		—	1.02	—	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		—	1.01	—	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		—	1.02	—	1.02
橋面防水工		—	1.01	—	1.01

薄層カラー舗装工		—	1.00	—	1.00
グルーピング工		—	1.00	—	1.00
軟弱地盤処理工		—	1.01	—	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		—	1.01	—	1.01

表3 市場単価の補正係数（下水道工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		—	1.01	—	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		—	1.01	—	1.01
砂基礎工	人力施工	—	1.02	—	1.02
	機械施工	—	1.02	—	1.02
砕石基礎工	人力施工	—	1.02	—	1.02
	機械施工	—	1.02	—	1.02
組立マンホール設置工		—	1.01	—	1.01
小型マンホール工		—	1.00	—	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	—	1.00	—	1.00
	取付管布設及び支管取付工	—	1.01	—	1.01

表 4 土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休 2 日		週休 2 日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		—	1.02	—	1.02
高視認性区画線工		—	1.02	—	1.02
橋梁塗装工		—	1.01	—	1.01
構造物とりこわし工	機械	—	1.01	—	1.01
	人力	—	1.02	—	1.02
コンクリートブロック積工		—	1.02	—	1.02
排水構造物工		—	1.02	—	1.02